

## 海老名市立小学校使用済G I G Aスクール端末等の処分業務 仕様書

### 1 目的

G I G A スクール構想の下で整備された端末（以下、「G I G Aスクール端末」という）を含め、使用済となったパソコン・タブレット端末等には、いわゆる都市鉱山と呼ばれるレアメタル等の有用な金属が多く含まれており、国内で金属資源の枯渇リスクが顕在化する中、適正に再使用・再資源化を推進する必要性がある。また、端末内には使用していた児童・生徒個人に紐づくデータが保存されている可能性もあり、適切な処分が必要である。

こうした背景から、文部科学省・経済産業省・環境省は使用済み端末の適切な処分方法（2023年10月26日付「G I G Aスクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」）を提示しており、本業務においては、この方針に沿って適切に端末の処分を行う事を目的とする。

### 2 受託条件

- ・受託者（以下「乙」という。）は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下、「小型家電リサイクル法」という。）第10条第3項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、神奈川県を含んでいるものに限る。）を受けていること。又は資源の有効な促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下、「資源有効利用促進法」という。）に基づく製造事業者であること。なお、契約時には認定を受けていることを証明する書類を提出すること。
- ・G I G Aスクール端末が情報機器である性質を踏まえ、乙が第3項に定める認定計画に基づくパソコン・タブレットの処分実績（前年度の処分実績が、本件処分台数を上回ること）を十分に有していること。なお、契約時には認定計画に基づく前年度の処分実績を示す書類を提出すること。
- ・G I G Aスクール端末の所有権が本市に帰属している性質を踏まえ、乙が本市の進める環境政策において実績があることが望ましい。

### 3 業務内容

- ・乙の業務は、本市（以下「甲」という。）の教育現場で使用していたG I G Aスクール端末等を回収し、小型家電リサイクル法または資源有効利用促進法に基づく廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下、「廃棄物処理法」という。）の広域認定制度の認定を受けた乙の再資源化事業計画（以下、「認定計画」という。）に準拠して、回収したG I G Aスクール端末等を再使用・再資源化する。

- ・また、G I G Aスクール端末に含まれるデータの消去を、第8項に定める方法で確実に実行し、端末毎にデータ消去完了証明書を発行する。
- ・端末の残存価値を踏まえ有償売却を予定している。回収に必要な車両・運搬や必要な作業経費等を踏まえ、買受金額を算出すること。

#### 4 履行期間

契約の日の翌日から令和8年3月31日まで

#### 5 引き渡し対象品

○G I G Aスクール端末 iPad 第8世代

- ・学習者用コンピュータ
  - ・指導者用コンピュータ
- (故障率は、5%以内)

○G I G Aスクール端末の付属品

- ・ACアダプタ、ケーブル (Apple社製純正、typeA-Lightning)
- ・有線キーボード (キーボードのみタイプ 及び カバー一体型)
- ・iPad カバー (EVA樹脂素材耐衝撃ケース 及び 折り畳み式ハードケース)

#### 6 予定数量・引き渡し場所

「12 予定数量・引き渡し場所」に記載の内容による

#### 7 引き渡しの方法

甲および乙は、対象品を引き渡しする日時・場所・数量等について事前に協議を実施する。乙は内容に基づき、引き渡しに必要な車両を手配する。

#### 8 回収及び処分方法

乙は、次の条件を満たす形で処分を実施すること。

- ・別紙1に記載の各回収場所から端末を回収すること。
- ・乙が別紙1に記載の各場所から端末を回収する際、カバー装着の有無に関わらず、引き渡し場所にて用意された状態のまま回収を実施すること。
- ・「小型家電リサイクル法」または「資源有効利用促進法に基づく廃棄物処理法の広域認定制度」における乙の認定計画に準拠した方法で処分（再使用・再資源化）を実施する。
- ・G I G Aスクール端末が情報機器である性質を踏まえ、盗難や情報漏洩等が発生しないように、作業場所全体を監視可能な複数の防犯カメラの設置、作業者の不正防止策（記憶媒体等の持ち込み・持ち出し等を防止する方法、入退室のログ管理・保存、専用制服の着用等）の実施、異常を検知する警備シ

システムの導入等、万全なセキュリティの確保・不正防止に必要な処置を講ずること。

- ・乙の認定計画に準拠した処分（再使用・再資源化）を実施する前に、文部科学省が定める教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（2024年1月改訂、以下「セキュリティガイドライン」という。）に準拠したデータ消去を行うこと。具体的な方法として、OS等からアクセス可能な全てのストレージ領域をデータ消去ソフトウェアにより上書き消去する方法（以下、「上書き消去方式」という。）で確実に消去を行うことを原則とする。故障等により上書き消去方式が不可能な端末は、データの復元が不可能といわれる状態まで記憶媒体を物理的に破壊（SSD・eMMCを使用している場合は2mmを目安に粉碎処理等）を行う。なお、HDD用の上書き消去方式ではデータが残存している可能性が高いため、データ消去方法としては不適切である。データ消去完了後は、端末毎の個体番号・消去方法・消去完了日時・作業者名等が記載されたデータ消去完了証明書を発行し、甲が端末毎にデータ消去作業の完了を確認できるようにすること。また、データ消去完了証明書に記載された内容を5年間保管し、甲の求めに応じて開示できるように保存しておくこと。
- ・乙の認定計画に基づきGIGAスクール端末を再使用する場合は、甲が所有していたことが明らかなシール等は全て削除すること。

## 9 支払い方法

乙より提出を受けたデータ消去完了証明書で各端末のデータ消去作業が完了した事の確認を持って履行確認とし、受注金額を速やかに甲の指定する口座への振り込み支払い手続きを行うこと。

## 10 協議事項

甲の担当職員との連絡を密にして業務に当たること。一連の各対応については、仕様を満たしているか、作業実施前に甲と確認を行うこと。なお、本仕様書に定めのない事項については、甲の担当職員と協議しその指示に従うこと。

## 11 留意事項

### （1）損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、甲の責に帰すべきものを除き、全て乙の責任において処理すること。

### （2）その他

- ・乙は、契約時に受託条件に合致していることを証明する書類を提出する

こと。

- ・ 本業務では、個人情報を含む機器を取り扱う可能性があるため、乙は、業務の従事者に対し個人情報保護に関する研修を十分に行い、引き渡した端末に含まれる個人情報の保護に努めること。
- ・ 予定数量は変動する可能性がある。最終台数は甲乙協議の上で最終確定するものとする。
- ・ 乙は本業務が困難となる事由が生じた場合は、業務を一時停止し、直ちに甲へ当該事由の内容及び甲が受ける影響が最小限となる措置を講じる旨につき、速やかに書面をもって通知すること。
- ・ 乙の受託作業開始後であっても、仕様を満たせないことが判明した場合、甲は契約を解除する事ができる。その場合の補償等は一切行わない。

## 12 予定数量・引き渡し場所

項番	名称	住所	予定数量
1	海老名小学校	神奈川県海老名市国分南三丁目 12 番 3 号	340 台
2	柏ヶ谷小学校	神奈川県海老名市柏ヶ谷二丁目 6 番 1 号	140 台
3	有鹿小学校	神奈川県海老名市河原口三丁目 13 番 1 号	155 台
4	有馬小学校	神奈川県海老名市中河内 1784 番地	120 台
5	大谷小学校	神奈川県海老名市国分寺台 2 丁目 13 番 1 号	260 台
6	上星小学校	神奈川県海老名市上今泉一丁目 23 番 1 号	300 台
7	中新田小学校	神奈川県海老名市中新田一丁目 15 番 1 号	220 台
8	門沢橋小学校	神奈川県海老名市門沢橋一丁目 19 番 1 号	180 台
9	東柏ヶ谷小学校	神奈川県海老名市東柏ヶ谷六丁目 9 番 7 号	160 台
10	社家小学校	神奈川県海老名市社家五丁目 10 番 1 号	175 台
11	杉久保小学校	神奈川県海老名市杉久保北四丁目 4 番 1 号	205 台
12	今泉小学校	神奈川県海老名市上今泉 2028 番地	420 台
13	杉本小学校	神奈川県海老名市国分北四丁目 10 番 1 号	175 台
合計			2,850 台

※上記数量は、端末の台数を示す。

付属品（iPad カバー）の台数は端末予定数量以内であるが、未定。

付属品（ACアダプタ・ケーブル・有線キーボード）は、引渡し場所によって差異はあるが、一か所あたり 120 サイズ段ボールで 2 箱を上限とする。